

仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金交付要綱

(令和7年12月26日 健康福祉局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市内において主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置等を希望する者に対し、その整備を促進するため、予算の範囲内において仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所開設支援補助金を交付することに關し、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 重症心身障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。
- (3) 放課後等デイサービス等 法第6条の2の2第2項の児童発達支援、及び同条第3項の放課後等デイサービスをいう。
- (4) 放課後等デイサービス事業所等 放課後等デイサービス等の事業を行う者が当該事業を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において、第4条に定める補助対象事業を行う者
 - (2) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）が、市税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (3) 第7条の規定による交付の申請を行おうとする日の属する年度の前5年間においてこの要綱による補助金の交付を受けた者である場合は、当該補助金の交付の対象となった事業を継続して行っていること
 - (4) 申請前5年以内において、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当と認められる行為を行っていないこと
- 2 前項第2号に規定する市税とは、個人の市民税（仙台市市税条例第22条各行項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新たに市内に放課後等デイサービス事業所等を開設する事業であって、当該事業所が主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人

員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「運営基準」という。）第11条に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所、及び運営基準第69条第1項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所をいう。）であるもの。

（2）市内の既存の放課後等デイサービス事業所等において、人員体制、設備等の整備を行う事業であって、当該整備によって主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス等の単位（運営基準第5条第5項に規定する指定児童発達支援の単位及び運営基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。）を増加し、利用定員を5人以上増加するもの。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の補助対象品目例の欄に掲げる物品その他これに類するものであって、市長が重症心身障害児の支援に必要と認めるものの購入に要する経費とする。ただし、第8条第1項の規定による交付の決定の前に契約、発注、又は支出が行われた経費については、対象としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に係る支出額に2分の1を乗じた額と、別表の補助上限額の欄に掲げる額のいずれか少ない額とする。ただし、補助対象事業に対し、国、他の地方公共団体、民間団体等の補助又は寄附を受けている場合は、当該額を補助対象経費の支出額に相当する額から除いて算出するものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請は、仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付して提出するものとする。

- （1）重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設事業収支予算書（様式第2号）
- （2）別表の交付申請時添付書類の欄に定める書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）に関する第3条第1項第2号に規定する要件は、市長が当該交付申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、当該交付申請者が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（交付の決定等）

第8条 規則第4条第1項の規定による交付の決定及び同条第2項の不交付の決定は、当該申請のあった日から起算して30日以内に行うものとする。

2 前項により交付を決定したときは、当該交付申請者に仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

3 第1項により不交付を決定したときは、仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、その理由を示して交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更等）

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目間の流用であって、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の2割以内であるもの
- (2) 補助対象事業の内容の変更（当該事業の目的を変更しない範囲のものに限る。）であって、補助金の額に変更を生じないもの

2 規則第5条第1項第1号及び第2号に規定する申請は、仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金変更等承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

3 市長は、前項の申請に対し承認したときは、仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金変更等承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。この場合において市長は、第8条第1項の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、前項に規定する承認通知書にその理由を示すものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、第8条第2項の交付の決定に関する通知があった日から起算して30日以内に、仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金交付申請取下書（様式第7号）を市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設事業収支決算書（様式第9号）
- (2) 放課後等デイサービス等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定指令書の写し
- (3) 別表の実績報告時添付書類の欄に定める書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、第8条第2項の規定による交付の決定の通知のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定による是正の指示は、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 前項の場合の規則第13条による通知は、仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 第13条第2項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第13号）を、当該通知のあった日から14日後、又は当該通知のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(立ち入り検査等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(目的外使用等の制限)

第18条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて整備した設備等を、市長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 規則第 20 条ただし書きに規定する市長が特に必要と認める場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 1 に定める耐用年数のうち各補助対象品目について定められた年数を経過したときとする。
- 3 補助事業者は、第 1 項の承認を受けようとするときは、理由を記載した仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金目的外使用等承認申請書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容について審査し、承認を決定したときは、すみやかに当該申請書を提出した者に対し、仙台市重症心身障害児対象放課後等デイサービス事業所等開設支援補助金目的外使用等承認通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。
- 5 市長は、前項の承認を決定しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に請求することができる。

（帳簿等の保存年限）

第 19 条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を備え付け、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から 8 年間保管しておかなければならない。

（実施細目）

第 20 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 5 日から実施する。

別表（第5条、第6条、第7条、第11条関係）

補助対象 経費	補助対象品目例	補助基準額	補助上限額	交付申請時 添付書類	実績報告時 添付書類
重症心身 障害児受 入に要す る設備購 入費	リフト付き車 両、ベッド、バ ギー、座位保持 装置、喀痰吸引 機、医療・介護 機器	購入額に1/2 を乗じた額 (千円未満 切り捨て)	(1)交付申請に リフト付き車 両を含む場合 補助上限額 750千 円 (2)交付申請に リフト付き車 両を含まない 場合 補助上限額 500千円	・設備の規 格、数量、設 置費用等の明 細が記載され た見積書	・補助対象経費に係る支 出額を証する領収証等の写 し ・(車両の場合)車検証の 写し、車庫証明の写し ・補助対象設備の整備状況 が確認できる写真
備考					<ul style="list-style-type: none"> 補助対象品目は、重症心身障害児の安全な移動、日常生活支援及び医療的ケアの提供に必要と認められるものに限る。 補助対象経費は対象物品本体の購入費に限るものとし、物品の利用にかかる消耗品、設備の設置にかかる工事費、運搬費、メンテナンス費用、車両にかかる任意保険、重量税等は補助対象経費に含まない。